

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、お知らせします。

令和6年5月17日

秋田市長 穂積 志

### 1 入札に関する事項

(1)業 務 名	建補修第9号 勝平地区コミュニティセンター排煙窓修繕
(2)仕 様 書	別紙「仕様書」のとおり
(3)履 行 場 所	秋田市新屋松美ガ丘東町10番10号 勝平地区コミュニティセンター
(4)履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和6年7月31日まで
(5)入札参加要件	1 令和6年度の秋田市建設工事登録業者（建築一式工事）として登録されていること。 2 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。 3 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 4 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 5 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 6 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 7 市税に滞納がないこと。
(6)入札参加申込み・閲覧	
受付・閲覧 期 間	令和6年5月17日（金）から令和6年5月22日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
受付・閲覧 場 所	秋田市新屋扇町13番34号 秋田市西部市民サービスセンター 総務担当
(7)入札参加連絡	令和6年5月28日（火）までにメール又はFAXで通知
(8)入 札	
日 時	令和6年6月5日（水）午前10時
場 所	秋田市新屋扇町13番34号 秋田市西部市民サービスセンター 3階大会議室
入札保証金	免除
(9)契 約 日	令和6年6月11日（火）まで

## 2 注意事項

### (1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

※1 申込日から3ヶ月以内に発行されたもの

※2 申込者が本社等以外の場合「法人等所在地証明書」を添付すること。

(ウ) 業務受注状況確認書（様式3）

※ 提出期日までの業務受注状況がわかるもの（契約書等の写しを添付）

(エ) 誓約書（様式4）

(オ) 納税証明書（写し可）

a 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）

b 秋田市に納めた固定資産税

※ 法人市民税は直近の営業年度のもの、固定資産税は申請日が属する月において納付期限が到来している期の分までの直近4期分の証明書。なお、課税されていない場合や固定資産を有していない場合は、その証明書を提出すること（秋田市発行）。

イ 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。

なお、各様式は、秋田市ホームページから入手してください。

### (2) 入札参加の連絡について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方にメール又はFAXで連絡します。

イ 提出された申込書の審査結果により、参加できない場合があります。その方には、その旨をメール又はFAXで連絡します。

### (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としません。予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとします。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。

カ 代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

## 3 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申込者の負担とします。

(2) 提出された申請書は、返却いたしません。

(3) 問合せ先

秋田市西部市民サービスセンター総務担当

電話018-888-8080